

【有料老人ホームとはどんなところですか？】

★

- ①有料老人ホームは、入居費用とサービス費用が有料の高齢者向け住宅です。
 - ②その内容は、介護付、住宅型、健康型の3つのタイプに分けられています。
 - ③契約形態は、賃貸借方式、終身建物賃貸借方式、利用権方式などがあります。
 - ④主な事業主体は、民間企業です。
 - ⑤設置は、都道府県知事へ事前に届け出ることが義務づけられています。
 - ⑥内容は、事業者によって、設備、費用、サービス内容などがそれぞれ異なります。
 - ⑦利用料は、補助金などがでていないので、公的ホームと比較して高くなります。
 - ⑧「健康型」有料老人ホーム
入居していて介護が必要となった時は、ホームで介護サービスは受けられないです。入居契約を解除して退去することになります。
 - ⑨「住宅型」有料老人ホーム
入居していて介護が必要となった時は、ホーム外部の介護事業者と別途契約を結び、サービスを受けることになります。
 - ⑩「介護付」有料老人ホーム
 - ・介護付有料老人ホームとは、有料老人ホームのなかで、介護保険の「特定施設入居者生活介護」の事業者認定を受けた施設のことです。
 - ・受けられる介護サービスは、介護保険の居宅サービスに位置付けられています。
 - ・入居時は自立していて、入居後に要介護になった場合、ホームの職員が介護サービスを提供するホーム「一般型」（「内部提供型」「従来型」とも呼ばれます。）と、ホームの職員が安否確認や計画作成等を実施し、介護サービスは委託先の事業者が提供するホーム「外部サービス利用型」があります。
- 「専用居室」
生活の中心となるのは、それぞれが住まいになる部屋（居室）で、契約時に決めた部屋です。
- 「各種共用施設」
居室（専用居室）以外に、ホームには、食堂や浴場、フロントや娯楽スペースなどの共用施設があります。
- 「生活支援サービス」
フロントサービス、家事サービス、代行サービス、入浴サービス、バス運行サービスなどの生活支援サービスが、ホームの特色を生かしたサービスとして提供されています。

「食事サービス」

食堂で、毎日の食事が提供されます。

「健康管理サービス」

定期健康診断・健康相談・生活指導など、入居者の健康や日々の変化を見守り、健康の維持・増進の支援をします。

「介護サービス」

介護サービスの内容は、介護が必要になったとき、介護サービスを受けることができます。

—確認事項—

- ・どんな状態になったときに介護が受けられるのか
- ・どのような職員によりサービスが提供されるのか
- ・介護サービスにはどのようなものがあるのか
- ・介護の状態に応じてどこで介護を受けるのか
- ・どこまでの対応をホームでもしてもらえるのか
- ・介護にかかる費用はいくらか

—医療との関連—

有料老人ホームは、嘱託医や協力医療機関を定めており、そこが医療面のサポートをしています。なお、医療費は本人負担になります。

⑪契約形態

「建物賃貸借方式」

賃貸住宅における居住の契約形態です。

居住部分と介護等のサービス部分の契約が別々になっているものです。（入居者の死亡をもって契約を終了するという内容は有効になりません。）

「終身建物賃貸借方式」

建物賃貸借契約の特別な類型です。

都道府県知事から高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定に基づく終身建物賃貸借事業の認可を受けたものです。（入居者の死亡をもって契約を終了するという内容が有効です。）

「利用権方式」

建物賃貸借契約及び終身建物賃貸借契約以外の契約の形態です。

居住部分と介護や生活支援等のサービス部分の契約が一体となっているものです。（有料老人ホームの多くが「利用権方式」です。なお、居室などの所有権は入居者にはありません。）

⑫ケアハウス

ケアハウスは、老人福祉法で定められた経費老人ホームの一種です。

建物の構造や設備に配慮された住まいで、本人が60歳以上か、または配偶者

のどちらかが 60 歳以上で、身体機能が低下した方、または独立して生活するのに不安を覚える方が入居対象です。

食事や入浴、緊急対応などのサービスが受けられ、利用料は所得に応じて決定されます。一般的には、月額 7～14 万円（生活費・管理費など）程度です。

⑬高年齢者専用賃貸住宅

高年齢者専用賃貸住宅とは、高年齢者円滑入居賃貸住宅（高年齢者円滑入居賃貸住宅とは、高年齢者の入居を拒まない賃貸住宅をいいます。）のうち、もっぱら高年齢者世帯に賃貸する住宅（通称「高専賃」と呼ばれています。）として登録されたものです。

家賃や前払い家賃の保全義務、共同利用の食堂や浴室の有無などについて、決められた情報を公開しています。「高年齢者専用」ということ以外には特に規定はないので、バリアフリーでない物件もあれば、高年齢者向けのケアサービスを備えたものまで様々です。賃貸住宅ですので、入居条件や費用などは事業者によって異なります。

高年齢者専用賃貸住宅の中でも、介護保険の「特定施設入居者生活介護」の認定を受ける要件を満たしているものは「適合高専賃」と呼ばれ、実質的に介護付きの有料老人ホームに近い物件もあります。

⑭高年齢者向け優良賃貸住宅

高年齢者向け優良賃貸住宅とは、バリアフリーで緊急時の通報設備や対応体制のある高年齢者向けの賃貸住宅で、通称「高優賃（こうゆうちん）」といいます。規定の条件を満たして建てられた賃貸住宅を各都道府県で「高優賃」と認定し、建設費の助成や家賃の補助を行っています。入居できるのは基本的に 60 歳以上の方ですが、認定した都道府県により、所在地に在住または在勤であることなどの条件がある場合もあります。

一部には「高専賃」の登録を行い、介護保険の「特定施設入居者生活介護」の認定を受けた「適合高専賃」にもあたる住宅があり、ここでは事業者または提携の外部介護サービス業者による介護サービスも受けられます。